

資料 3

平成 29 年 9 月 26 日
総務部財政課

使用料、手数料の見直しについて

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において、「3年以上改正を行っていないものは、可能な限り早期に見直します。」とされていることから、考え方を改めて整理し、「使用料、手数料にかかる見直しについて」により見直しを行うこととします。

1 見直しの進め方

3年以上改正の要否の検討をしていない使用料、手数料について、「使用料、手数料にかかる見直しについて」に基づき、平成 30 年予算編成から検討を進め、3年間ですべてのものについて検討を行います。

2 今後のスケジュール

9月26日	行財政改革推進本部本部員会議
10月 3日	全員協議会において「平成 29 年度『第二次三重県行財政改革取組』上半期の進捗状況について」の中で説明
11月～	当初予算編成に併せて個別使用料、手数料の見直し

使用料、手数料にかかる見直しについて（案）

平成 年 月 日
総務部

1 趣旨

平成29年6月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において、あらゆる財源確保策について検討することとしています。

使用料、手数料に関しては、今までも「当初予算要求にあたっての基本的事項について」に記載のとおり定期的に見直しを行つてきましたが、長期間改正されていないものもあることから、2、3に示すとおり、あらためて改正の要否についての検討を行うことで歳入の着実な確保に取り組むこととします。

今後、平成30年度予算編成から検討を行い、関係団体等とも協議しながら、必要に応じて条例改正等により単価改正を行います。

なお、各種減免・徴収猶予規定についても、必要性・妥当性の観点から精査を行います。

2 対象とする使用料、手数料

法律等により算定方法や標準単価が定められているもの（地方公共団体の手数料の標準に関する政令や他の法律の基準によるもの等）を除く全ての使用料、手数料とします。

なお、法律等により算定方法や標準単価が定められているものについては、法律等の改正に合わせて、見直すこととします。

3 見直しの視点

3年以上改正の要否の検討をしていない使用料、手数料について検討を行うことを基本としますが、大規模修繕を行い所要経費が大きく変動した場合等においては、その年度に検討することとします。

それぞれの使用料、手数料に対して以下の視点による精査を行うこととします。

- ・光熱水費や人件費等所要経費が積算に算入されているか。
- ・他の都道府県の単価や近隣施設の利用料金等と比較して適正か。
- ・所要経費から算出された単価と使用料、手数料単価との間に差がある場合の理由（受益者の応分負担や利用者の見込み等）は適当か。
- なお、土地使用料については、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例に定める基準と比べて適正な基準となっているかを検討します。